

○深谷市成年後見人、保佐人及び補助人の報酬助成要綱

平成18年1月1日告示第40号

改正

令和4年4月25日告示第145号

深谷市成年後見人、保佐人及び補助人の報酬助成要綱

(趣旨)

第1条 この告示は、民法（明治29年法律第89号）で定める成年後見制度の利用にあたり、成年後見人、保佐人及び補助人（以下「成年後見人等」という。）の報酬の全部又は一部を助成することにより、成年後見人等が適切な身上監護、財産管理を行い、被後見人、被保佐人及び被補助人の生活を守ることができるように支援するものとする。

(助成の対象者)

第2条 助成の対象者は、家庭裁判所の審判により親族ではない第三者である成年後見人等が確定したものであって、別表第1に掲げる住所要件及び経済的要件を満たす者とする。ただし、本市以外の市区町村（一部事務組合及び広域連合含む。）が実施する制度により、当該市区町村長による後見人に対する報酬の助成の対象となる者については対象者とみなさない。

(助成額)

第3条 助成額は、別表第1第2項第2号に規定する預貯金等の額から助成対象者の預貯金等の額を除いて算出した額とする。ただし、その額が家庭裁判所が決定した報酬額を上回る場合には当該報酬額とする。

(助成の上限額)

第4条 助成の上限額は、対象者の生活の場が在宅にあっては月額2万8,000円、別表第2に掲げる施設（以下「施設等」という。）へ入所中にあっては月額1万8,000円とする。

2 前項の規定に関わらず、家庭裁判所が審判した成年後見人等の報酬に係る対象期間の始期及び終期の属する月については、月額

の上限額を日割計算した額を上限とし、在宅期間と施設等の入所期間が混在する月については、在宅の日数を在宅者の助成の上限額により日割計算した額と、施設等の入所日数を施設等の入所者の助成の上限額により日割計算した額を合算して、助成金額の上限とする。

- 3 前項の規定により日割計算した上限額に1円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てるものとする。

(申請)

第5条 成年後見人等の報酬助成を申請する者は、対象者又は対象者の代理人としての後見人等（以下「申請者」という。）とする。

- 2 申請者が助成を受けようとするときは、成年後見人等の報酬助成申請書（様式第1号）により、市長に申請しなければならない。
- 3 申請者は、前項に規定する申請書に、次に掲げる書類を添付しなければならない。

(1) 成年後見人等が家庭裁判所に提出した財産目録の写し
(預貯金通帳の写し、年間収支状況報告書、金銭出納帳等)

(2) 報酬付与の審判決定書の写し

(3) 対象者の代理人として成年後見人等が申請する場合には、登記事項証明書の写し

(4) その他市長が必要と認めた書類

- 4 第2項の規定による申請は、家庭裁判所の報酬付与の審判が確定した日の翌日から起算して2ヶ月以内に行わなければならない。

(助成の決定)

第6条 市長は、前条の規定による申請を受けたときは、成年後見人等の報酬助成申請書、添付書類及び当該申請に係る対象者の資産状況等の実態を調査し、助成の可否を決定する。

- 2 市長は、助成の決定を行ったときは、申請者に対し、速やかに成年後見人等の報酬助成決定通知書（様式第2号）により通知するものとする。

(助成の支払)

第7条 前条に規定する助成の決定を受けた申請者は、当該成年後見人等の報酬助成を請求することができる。

2 助成の支払は、前項の請求に対し、対象者名義の口座への口座振替によって行う。

3 第1項の請求は、成年後見人等の報酬助成請求書（様式第3号）により、行うものとする。

（成年後見人等の責務）

第8条 前条の助成の支払を受けた者は、対象者名義の口座に振り込まれた助成を成年後見人等の報酬以外の目的に使用してはならない。

（助成の返還）

第9条 市長は、偽りその他不正な手段により助成金の交付を受けた者又は前条の規定に違反した場合には、第7条の規定により支払った助成の全部又は一部の返還を求めることができる。

（その他）

第10条 この告示に定めるもののほか、この告示の施行に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

（施行期日）

1 この告示は、平成18年1月1日から施行する。

（経過措置）

2 この告示の施行の日の前日までに、合併前の深谷市成年後見人、保佐人及び補助人の報酬助成要綱（平成15年深谷市告示第192号）の規定によりなされた手続その他の行為は、この告示の相当規定によりなされたものとみなす。

附 則（令和4年4月25日告示第145号）

（施行期日）

1 この告示は、公示の日から施行し、令和4年4月1日から適用する。ただし、第5条第4項の規定は、令和4年12月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 改正後の深谷市成年後見人、保佐人及び補助人の報酬助成要綱第2条第1項の規定は、令和3年4月1日以降に成年後見人等が行う成年後見等の業務に要する経費について適用し、同日前に成年後見人等が行う成年後見等の業務に要する経費については、なお従前の例による。

別表第 1

1 住所要件 次のいずれかに該当する者

- (1) 市内に住所を有し、住民基本台帳法（昭和 4 2 年法律第 8 1 号）第 5 条に規定する住民基本台帳に記録されている者。ただし、施設等への入所、入居又は入院等に伴って転入した者、介護保険法（平成 9 年法律第 1 2 3 号）による保険者が大里広域市町村圏組合（深谷市が所管する被保険者に限る）以外である者、生活保護法（昭和 2 5 年法律第 1 4 4 号）による保護の実施機関が深谷市以外の市区町村となっている者、中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成 6 年法律第 3 0 号）による支援給付の実施機関が深谷市以外の市区町村となっている者を除く。
- (2) 深谷市の援護により他市区町村の住所地特例施設に入居等している者

2 経済的要件 次のいずれかに該当する者

- (1) 生活保護法（昭和 2 5 年法律第 1 4 4 号）により保護を受けている者、中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成 6 年法律第 3 0 号）により支援給付を受けている者
- (2) 居住する家屋以外に、資金化して報酬の支払に充てることができる本人の適当な資産（不動産、有価証券等）がない者であって、本人の預貯金等の額が、第 4 条の規定により算出した額に 6 0 0 , 0 0 0 円を加えた額未満の者

別表第 2

法令	施設等
生活保護法（昭和 25 年法律第 144 号）	<ul style="list-style-type: none"> ・ 保護施設
障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成 17 年法律第 123 号）	<ul style="list-style-type: none"> ・ 障害者支援施設 ・ のぞみの園 ・ 共同生活援助が提供される施設
老人福祉法（昭和 38 年法律第 133 号）	<ul style="list-style-type: none"> ・ 老人短期入所施設 ・ 養護老人ホーム ・ 特別養護老人ホーム ・ 軽費老人ホーム ・ 有料老人ホーム
介護保険法（平成 9 年法律第 123 号）	<ul style="list-style-type: none"> ・ 特定施設 ・ 介護保険施設 ・ 認知症対応型共同生活介護が提供される施設 ・ 介護予防認知症対応型共同生活介護が提供される施設
医療法（昭和 23 年法律第 205 号）	<ul style="list-style-type: none"> ・ 病院 ・ 診療所
	<ul style="list-style-type: none"> ・ その他市長が特に認める施設
備考 医療法にいう病院・診療所に 3 ヶ月以上入院している場合は、入院の日から 3 ヶ月を経過した翌日から、施設等に入所しているものとして取り扱う。	